

基労補発0330第2号

平成23年3月30日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

(公 印 省 略)

行政機関個人情報保護法開示請求に係る本省協議の見直しについて

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求については、「行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引」（以下「手引」という。）により、原則として全数本省協議とされ、労災保険給付の決定等に係る文書についても同様に取扱いしてきた。

しかしながら、同手引においては、開示・不開示に係る決定の前例や同類型の事案が蓄積され、開示決定等に係る一定の判断が確立してきた案件については、協議不要とされていることに加え、労災補償業務の一層の事務簡素化を図る観点から、今般この取扱いを見直し、今後、労災保険給付の決定等に係る開示請求の事務処理について、下記のとおり取扱うこととしたので、この取扱いに遺漏のないようにされたい。

記

1 労災保険給付の決定等に係る関係書類の本省協議について

労災保険給付の決定等に係る関係書類の開示請求があった場合の当該文書のマスキングに係る本省協議は、原則として不要とする。

ただし、下記2に定める文書以外の開示請求があった場合や、過去に前例のない開示請求がなされた場合等、開示、不開示等の判断が困難な事案については、従前のとおり本省協議を行うことを妨げるものではない。

2 上記1の原則として協議を不要となる具体的な文書は次のとおりである。

(1) 開示請求者が既に知っている文書等

- ① 労災保険給付支給請求書等、開示請求者が提出した文書等
- ② 監督署長の意見書や決定書等既に請求人に開示されている文書等

(2) 行政機関が作成した文書等

- ① 聴取書、電話録取書
- ② 各種調査結果復命書
- ③ 労災保険給付支給決定・支払決議書
- ④ 各種検索帳票
- ⑤ 本省作成の各種手引・通達

(3) 行政機関が取得した文書

- ① 医師の意見書、診断書、レセプト、診療録等、エックス線写真、CT、MRI フィルム（写）関係書類
- ② 就業規則
- ③ 賃金台帳
- ④ 労働者名簿
- ⑤ 健康診断個人票
- ⑥ 作業環境測定結果
- ⑦ 出勤簿
- ⑧ 会社案内
- ⑨ 人事考課関係書類
- ⑩ 第三者行為災害報告書

3 本通達は平成23年4月1日以降に各都道府県労働局にて受け付けた開示請求から適用する。